

## 発行にあたって

本集および来年度以後刊行予定の第十三集・第十四集は、国立公文書館に所蔵されている『公文録』・『公文類聚』・『公文別録』・『公文雑纂』などの公文書のなかから本学に関連の深い諸史料を調査・収集・編集した資料集です。国立公文書館所蔵中央大学関係史料としては、〔A〕文部省公文書〔昭和四十七年度移管分〕および〔B〕同〔昭和五十九年度移管分〕に続く〔C〕諸公文書となります。

〔C〕諸公文書の三分冊であつかう年代は一八七一（明治四）年から一九四九（昭和二十四）年までの約八十年間にわたりますが、第一分冊にあたる本集には、一八七一年から一八八五（明治十八）年までの関係史料六十四点を収録しました。これらの公文書は、文部省・司法省・法制局から太政官へ提出された伺・上申・内申と附属文書、および諸建議・事務報告・法令などで占められており、官費生徒の取扱い方、欧米各国への留学生派遣、代言人の管轄制度とその社会的活動、東京大学法学部学生の動静、といった事柄をうかがい知ることができます。

なお収録史料の大部分は英吉利法律学校が開校する一八八五（明治十八）年九月以前の公文書であるため、本学の法学教育活動に直接関連する性格のものではありませんが、揺れ動く明治政府の教育政策と東京大学法学部の諸活動や、代言人・判事の養成策などを通じて、創立関係者を取りまく法学教育の実態、および本学設立当時の政治状況などが明らかになるものと考えております。英吉利法律学校の創立前史を公的側面から浮び上がらせる史料類ということもできます。東京大学における本学創立者の諸活動を明らかにした第三集とともにご利用いただければ幸いです。

貴重な史料の閲覧・収集と刊行をお許しくださった国立公文書館に、深甚なる敬意と謝意を表すものであります。

一九九四年三月

専門委員会主査

菅原彬州